

監査報告書

令和3年5月18日

学校法人宝仙学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人宝仙学園

監事 高橋 紋兵衛

監事 飯塚 浩一郎

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人宝仙学園寄附行為第34条の規定に従い、学校法人宝仙学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

以上